

モチベーションクラウド エンゲージメント規約

株式会社リンクアンドモチベーション（以下「当社」という）が提供するモチベーションクラウド エンゲージメント（以下「本サービス」という）の利用を希望する顧客（以下「利用者」という）は、以下の規約（以下「本規約」という）に従い本サービスを利用するものとする。

第1条（用語の定義）

本規約に用いる語句の定義は以下のとおりとする。

- (1) 「モチベーションクラウド エンゲージメント」とは、エンプロイーエンゲージメントを高め、組織を強化するためのクラウドシステム及びこれに付随して当社が提供するサービスをいう。
- (2) 「エンプロイーエンゲージメント」とは、各従業員が企業の掲げる戦略、目標を適切に理解し、企業の目標達成に向けて自発的に力を発揮し、企業に対する貢献意欲を高め、従業員個人を成長させるとともに組織の発展を実現させる考え方をいう。
- (3) 「エンゲージメントスコア」とは、企業と従業員の相互理解、相思相愛度合いを表す指標をいう。
- (4) 「クラウドシステム」とは、サーベイを実施するための全ての機能（利用者情報登録、分析処理、処理結果を提供する機能を含む）及びサーベイ結果等の閲覧機能（利用者の組織課題、改善項目、アクションプラン等の確認機能を含む）を有するクラウド上のシステム（以下「本システム」という）をいう。
- (5) 「サーベイ」とは、当社が利用者の従業員に対して実施する「組織に対する期待度、満足度等の調査」のために当社が開発した診断手法をいう。サーベイの回答依頼、回答、集計、エンゲージメントスコアの算出（以下、一連の過程を「サーベイ実施」という）にあたっては、本規約及び別紙1「サーベイ実施に関する細則」（以下「本細則1」という）に従うものとする。なお、利用者におけるサーベイ完了日が属する月を「サーベイ実施完了月」という。
- (6) 「契約タイプ」とは、本サービスに関し、当社が別途交付する「モチベーションクラウド エンゲージメント サービス料金表」（以下「サービス料金表」という）記載の「通常契約」「長期契約」をいい、各契約タイプのサービス内容、実施項目は、サービス料金表記載のとおりとする。
- (7) 「登録者」とは、本サービスを利用することができる利用者の従業員をいう。
- (8) 「アカウント」とは、当社が提供する本サービスへのアクセス認証のために使用される固有の識別子のことをいう。
- (9) 「パスワード」とは、アカウントの確認の際に必要となるサーバへのアクセス認証のために使用される文字列のことをいう。
- (10) 「利用開始月」とは、利用者が指定した本サービスの利用を開始する月をいう。実際の利用開始日にかかわらず、契約起算日は利用開始月の1日とする。
- (11) 「ルール設計」とは、本サービス利用開始時に、サーベイ実施時期（サイクル）等を本システムに登録する行為をいう。

第2条（本サービスの目的と内容）

当社は、エンゲージメントスコアに基づき組織改善のための提案を行い、利用者のエンプロイーエンゲージメントを高め、組織を強化するために、利用者に対し、本サービスを提供するものとする。

第3条（契約の成立及び確認事項）

1. 利用者は、本規約の全ての内容に同意した上で、当社所定の申込書（以下「申込書」という）を提出するものとする。当社は、当社所定の基準により承諾の可否を検討し、申込を承諾する場合には、その旨通知する。当該承諾をもって、当社と利用者との間で、本サービスの利用契約（以

下「本契約」という)が成立する。なお本規約は、利用者が本サービスを利用している期間にわたり適用され続ける。

2. 利用者は、本サービスにおいて、サーバ・ネットワーク基盤として「Amazon Web Services」を使用することを了承する。Amazon Web Services のプライバシー規約については、以下のものが該当する。
 - ・Amazon Web Services のプライバシー規約：<https://aws.amazon.com/jp/privacy/>
3. 利用者は、生成 AI サービスを提供する第三者(以下「生成 AI 事業者」という)の当該サービスが、本サービスに組み込まれることで実現される機能(以下「AI 機能」という)を利用するときは、AI 機能の利用行為及びこれに付随する行為(生成 AI 事業者に対して利用者の保有するデータを提供する行為を含む)並びに当該各行為に伴い生ずる結果について、自ら法令上の責任その他の一切の責任を負うものとする。生成 AI サービスの利用規約やその他のポリシー等(以下「生成 AI 規約等」という)については以下のものが該当する。
 - ・生成 AI 規約等：<https://motivationcloud.zendesk.com/hc/ja/articles/50735750384793>
4. 利用者はサービス料金表記載のサービス内容の一部が、オンラインにて実施される可能性があることを了承する。なお、オンラインにて実施される際は、別紙2「オンライン実施に関する細則(以下「本細則2」といい、本細則1及び本細則2を総称して「本細則等」という)に従うものとする。
5. 利用者は、個人情報の保護に関する法律その他の適用される法令に従って、個人情報が当社に預託、提供され、本サービスを提供する目的の範囲において当社に利用されることにつき、情報主体から同意を得ていること、個人情報が適切かつ適法に取得されたものであること、その他当社が利用者から預託、提供された個人情報の当社による利用が、第三者のいかなる権利も侵害するものではなく、かつ、合法的なものであることをそれぞれ保証する。

第4条 (登録情報変更の届出義務)

1. 利用者は、本サービスの申込み時に当社に対して提供した登録情報(申込書記載事項を含む。以下、総称して「登録情報」という)が全て正確であることを保証する。
2. 利用者は、登録情報に変更が生じた場合、当社に対し、速やかに届け出るものとする。
3. 当社は、前項に基づき利用者が届け出た情報を、毎月初日に本システムに反映するものとする。この場合、利用者は、本システムの都合上、当該情報が反映されるまでに時間差があることを理解し、了承するものとする。

第5条 (本サービスの保証の範囲)

1. 当社は、善良なる管理者の注意義務をもって、本サービスを提供する。
2. 当社は、利用者に対し、当社が提供する本サービス(AI 機能により生成されたアウトプットを含まない)が、第三者の著作権その他のいかなる権利も侵害するものではなく、かつ、合法的なものであることを保証する。
3. 当社は、利用者に対し、AI 機能により生成されたアウトプットの正確性、信頼性、安全性等及びAI 機能により生成されたアウトプットが第三者の著作権その他のいかなる権利も侵害するものではないことを保証しない。
4. 利用者は、本サービスの効果には企業により差があり、当社が本サービスの提供の効果につき一定の客観的効果を保証するものではなく、本サービスを自己の責任において利用するものであることを予め承諾する。
5. 利用者は、本サービスを利用するにあたり、開発途上の機能を一部利用することができる。ただし、利用者は、当該開発途上の機能に関して第三者に対し開示又は漏洩しない義務を負うこと、及び当該開発途上の機能から得られる効果につき、自己の責任において利用するものであることを予め承諾する。

第6条 (再委託)

当社は、本サービス提供の全てまたは一部を、当社が指定する第三者（以下「再委託先」という）に再委託することができるものとする。この場合、当社は再委託先に対し、本契約において利用者に対して負う義務と同等の義務を遵守させるものとし、再委託先の義務違反について、利用者に対し直接責任を負うものとする。

第7条 (本サービスの利用料金)

1. 利用者は、当社に対して本サービスの利用料金として、以下を支払うものとする。

- ① 初期設計費

初期設計費とは、本サービスの利用開始時のルール設計の対価として発生する料金をいう（以下、ルール設計が完了した月を「ルール設計完了月」という）。金額は、サービス料金表記載のとおりとする。

- ② 月額費

月額費とは、本サービスの入会月（本システム利用開始月に同じ）から、本契約が終了する日の属する月の末日まで、毎月発生する料金をいう。月額費は、月単位で発生し、日割計算は行わないものとする。月額費の金額は、登録上限人数に応じて決定され、詳細はサービス料金表記載のとおりとする。

- ③ オプション費

オプション費とは、本サービスの提供において、利用者の希望に応じて、各契約タイプにおいて標準的に定められた実施範囲を超えて提供されるオプションサービス（サービス料金表オプションサービスにて定められた項目の実施、以下「オプションサービス」という）に対する料金をいう。

2. サービス料金表にて定められた実施項目のうち、利用者の申出により実施しない項目があった場合でも、前項の初期設計費及び月額費は減額しない。

3. 登録上限人数に変動があった場合の月額費の取扱いは、以下のとおりとする。

- ① 登録上限人数が増加する場合

利用者は、登録上限人数の増加を希望する場合、本システム上にて、随時、登録上限人数を増加させることができる。登録上限人数を増加させた月から月額費が増額変更されるものとする。

- ② 登録上限人数が減少する場合

- (A) 登録上限人数を減少させるのが、直近のサーベイ実施完了月から7か月以上経過した時点の場合

利用者は、直近のサーベイ実施完了月から7か月（当該サーベイ実施完了月を初月として算入。以下同じ）以上経過した時点での登録上限人数の減少を希望する場合、登録上限人数を減少させる月の前々月末日までに、当社に対して変更届を提出することで、登録上限人数を減少させることができるものとする（例えば、直近のサーベイ実施完了月が1月の場合、7月以降より登録上限人数を減少させることができ、このとき、利用者は遅くとも5月末日までに変更届を提出する）。登録上限人数を減少させた月から月額費が減額変更されるものとする。

- (B) 登録上限人数を減少させるのが、直近のサーベイ実施完了月から7か月未満の時点の場合

(A)にかかわらず、利用者は、直近のサーベイ実施完了月から7か月未満の時点であっても、利用者における直近のサーベイ実施時点における実際の回答者数（実数）が契約上の登録上限人数を下回り、かつ、当該実数の月額費レンジが契約上の月額費レンジを下回るときに限り、登録上限人数を当該実数が属する月額費レンジの登録上限人数まで減少させるこ

とができるものとする。この場合、利用者は、登録上限人数を減少させる月の前々月末日までに、当社に対して変更届を提出するものとする。登録上限人数を減少させた月から月額費が減額変更されるものとする。

4. 初期設計費の支払方法は、以下のとおりとする。

初期設計費は、ルール設計完了月の当月末日締めとし、当社から利用者に対し、請求書を発行する。利用者は、ルール設計完了月の翌月末日（または当社指定の支払期日）までに、当社が指定する口座宛てに初期設計費を振り込んで支払う。

5. 月額費の支払方法は、以下のとおりとする。

月額費は、各利用月の末日締め（当社の毎月末の最終営業日 15:00 締めとする）とし、その翌月末日を支払期日とする。利用者は、当社が発行した請求書に従い、各支払期日までに、当社が指定する口座宛てに月額費を振り込んで支払う。ただし、当社と利用者において、口座振替による支払方法を指定した場合は、この限りでない。

6. オプション費が発生した場合の支払方法は、以下のとおりとする。

オプション費は、オプションサービス提供月の末日締めとし、当社から利用者に対し、請求書を発行する。利用者は、請求書受領月の翌月末日までに、当社が指定する口座宛てにオプション費を振り込んで支払う。

7. 前三項の支払に関する手数料は、利用者が負担する。なお、本サービスの支払に用いる通貨は日本円とする。

第8条 (支払遅延の措置)

- 当社は、利用者からの入金が確認できない場合、本サービスの提供を停止できるものとする。この場合、利用者が当社の催告に対し、直ちに入金を行った場合、当社は、入金を確認でき次第、本サービスの提供を再開するものとし、利用者が入金を行わない場合、当社は、第19条第2項に従い、本契約を解除することができるものとする。
- 利用者が利用料金の全てまたは一部を支払わない場合、当社は利用者に対し、支払期日の翌日より実際の支払日までの日数に応じ、未払利用料金に対し法定利率に従い算出した金額を遅延損害金として請求できる。

第9条 (アカウント及びパスワードの管理)

- 利用者は、本サービスの適切な利用を図るためアカウントとパスワードの管理を行うとともに、本サービスを利用するため必要な設備等の保持、管理を行うものとする。また、利用者は、本サービスを利用する従業員に対し、必要な指導を行うものとする。
- 利用者は、アカウントとパスワードの盗難または第三者による不正使用を防止する責任を負うとともに、アカウントとパスワードの盗難または第三者による不正使用が起きたと判明した場合には、直ちにその旨を当社に通知する。万一、アカウントとパスワードの不正使用等により当社に損害が生じた場合は、一切の責任を負うものとする。

第10条 (禁止事項)

利用者は、以下に定める事項を遵守するものとする。

- 当社が指定した方法以外で、本サービスの利用をしないこと。また、本サービス及び当社並びに第三者に損害を与えるような本システムの改変、使用（本システムの逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング等の行為を含むがこれらに限られない）を行わないこと
- 本サービスの利用目的以外に本サービス（本サービスを通じて開示された当社のアイデアやノウハウを含む）及びこれに付随して当社から提供された書類、データ等を利用しないこと
- 本サービスに関するアカウント及びパスワードを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、質入等

の処分行為を行わないこと

- (4) 本サービスの契約期間中はもとより契約期間終了後においても、本サービスの利用を通じて取得した書類、データ等の一切を第三者に対し、開示、譲渡または貸与しないこと
 - (5) 本サービスの契約期間中はもとより契約期間終了後においても、本サービスの利用を通じて開示された当社のアイデア、ノウハウその他の情報及び本サービスに付随して当社から提供された書類、データ等に記載された情報の一切を機械学習に利用しないこと
 - (6) AI 機能を生成 AI 規約等に反する方法で利用しないこと。生成 AI 規約等については、以下のものが該当する。
 - ・生成 AI 規約等：<https://motivationcloud.zendesk.com/hc/ja/articles/50735750384793>
- その他、前各号に準じて、当社の利益に反すると合理的に認められる一切の行為を行わないこと

第11条（競業避止）

利用者は、本サービスの知的財産権、ノウハウ等を用いた組織診断システムの開発、提供を行わないこと

第12条（本サービスを通じて取得した情報の取扱い）

1. 当社は、契約期間中はもとより契約期間終了後においても、本サービスを通じて取得した利用者の業務上及び営業上の情報、本サービス上のデータ、内容（以下「秘密情報」という）を、善良なる管理者の注意義務をもって管理し、本サービス提供の目的外に利用せず、第三者に対し、開示、漏洩しないものとする。ただし、以下の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報に含まないものとする。
 - ① 公知の情報、または利用者から開示もしくは提供を受けた後、自己の責によらないで公知となった情報
 - ② 利用者から開示、または提供を受けたとき、既に自己が所有していたことを明らかにできる情報
 - ③ 第三者に対する開示、または提供について、利用者の事前の承諾を得た情報
 - ④ 正当な権限を有する第三者から開示または提供を受けた情報
2. 当社は、本サービスを通じて取得した個人情報（サーベイに回答した利用者の従業員の個人情報を含む）については、当社所定の「個人情報保護方針」及び個人情報保護法その他個人情報の保護に関する法令、ガイドライン等を遵守し、適切に取り扱うものとする。
3. 当社は、本サービスを通じて利用者及び利用者の従業員から取得した情報を利用者及びその従業員を識別、特定できない形式で統計データを作成し、本サービスの妥当性、信頼性及び傾向の分析、公表等を目的として利用することができる。
4. 第1項にかかわらず、当社は、エンゲージメントスコアと企業情報（労働生産性、収益性、退職率等）の相関関係を研究する目的において、本サービスにより取得した利用者のエンゲージメントスコアを利用することができるものとし、当該研究に必要な限度において、当社の委託を受けた研究機関に対し、利用者の社名及びエンゲージメントスコアを開示することができる。
5. 当社は、前項による研究成果を対外公表できるものとし、この場合、当社は、利用者及び利用者の従業員を識別、特定できない形式にて対外公表を行うものとする。

第13条（導入事案の公開）

1. 当社は、利用者からの特段の申し入れのない限り、利用者の会社名を本サービスの導入企業として公開することができる。この場合、利用者は当社に対し、会社名のロゴを無償で利用することを許諾する。

2. 当社は、利用者の事前の書面による承諾を得た上で、利用者が導入した契約タイプ、事案等を、第三者に対する本サービスの案内に利用することができる。

第14条（権利の帰属）

1. 本サービスに関する所有権及び著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）その他一切の知的財産権（以下「知的財産権」といい、利用者がAI機能を利用することで得られる内容について生じる権利を含む）は全て当社に帰属するものとし、本サービスの利用により利用者へのいかなる知的財産権の移転、譲渡も生じないものとする。ただし、利用者が、本サービスの結果を、社内において本来的な目的で利用することについては何ら支障がないものとする。
2. 当社は、利用者が当社の知的財産権を実質的に侵害したと認められる場合、本サービスの利用を直ちに停止した上で、利用者による侵害行為を差し止めるためのあらゆる措置をとることができるものとし、利用者は当社によるかかる措置を受け入れるものとする。

第15条（損害賠償）

利用者が本契約に違反したことにより、当社が損害を被った場合、利用者は当該損害を賠償する責任を負うものとする。

第16条（本システムの機能追加、変更）

利用者は、当社が本システムの機能向上を目的として、当社の裁量により本システムの機能の追加、変更を行う場合があること、及び、当該追加、変更により、変更前の本サービスの全ての機能、性能が維持されることが保証されるものではないことを理解し、了承するものとする。

第17条（本サービスの提供の停止等）

1. 当社は、当社が本サービスにより提供する本システムの保守または仕様変更を行う場合は、利用者に対し、事前に通知した上、本サービスの提供を一時的に停止することができる。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、利用者への事前の通知及び利用者の承諾なしに、本サービスの提供を一時的に停止することができる。
 - (1) 天災地変その他非常事態が発生し、または発生するおそれがあることで、本サービスの提供ができなくなった場合
 - (2) AI その他本サービスに関連する法令、ガイドラインその他の規制により、本サービスの提供に支障が生じた場合
 - (3) 当社が、やむを得ない事由により本サービスの提供の一時的な停止が必要と判断した場合

第18条（免責）

1. 本サービスの提供において、当社の故意または過失により、利用者に損害が生じた場合、当社は、利用者に対し、損害が発生した月の前月から（初月として算入）、利用者が当社に支払った過去12か月分の利用料金の総額を上限として、当該損害を賠償する責を負うものとする。同一の原因行為により発生した損害については、当該損害の発生時期及び判明時期を問わず、全て合算した上で、本項に定める上限を適用するものとする。ただし、当社が本規約第12条第1項及び第2項に違反した場合は、本項の損害賠償の上限に関する規定は適用されない。
2. 前項にかかわらず、当社は、以下の事由により利用者に損害が生じた場合、一切の責任を負わない。
 - (1) 第9条第2項規定のアカウントの不正使用等が発生したとき
 - (2) 第10条に違反したとき
 - (3) 第17条に基づき、本サービスの提供が一時的に停止されたとき

- (4) 第19条に基づき、当社が本契約の全てまたは一部を解除したとき
 - (5) 利用者の接続サービスの不具合、その他接続環境の障害、電気通信事業者が提供する電気通信役務の不具合、生成AI事業者が提供する生成AIサービスの不具合、不正アクセス、サービス妨害行為、もしくはコンピューターウィルスその他第三者の加害行為により本サービスの一部又は全部の提供ができなくなったとき
 - (6) 前号により本サービスに関するデータの消失、変更が生じたとき
3. 第1項にかかわらず、当社は、利用者がAI機能を利用したことにより、利用者その他第三者に生じた損害について、一切の責任を負わない。利用者がAI機能を利用したことにより、利用者以外の第三者から当社に対して主張、請求等がなされた場合には、利用者は、自らの費用負担で当該主張、請求等にかかる事案を解決するものとし、当該事案において当社に損害（弁護士費用を含む）が発生した場合には、当該損害の全てを賠償するものとする。

第19条（契約の解除）

1. 当社または利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合、その相手方は、本契約の全てまたは一部を何らの催告なく、直ちに解除することができるものとする。
 - (1) 本契約に違背し、契約の継続が困難と客観的かつ合理的に認められるとき
 - (2) 相手方の信用を著しく毀損したとみなされるとき
 - (3) 支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
 - (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (5) 差押え、仮差押え、仮処分、競売、強制執行、滞納処分等の申立を受けたとき
 - (6) 破産手続、会社更生手続、民事再生手続の各開始申立があつたとき
 - (7) その他前各号に準ずるとき
2. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、本契約を何らの催告なく、直ちに解除することができるものとする。
 - (1) 月額費を1回でも滞納し、当社が支払の催告をしたにもかかわらず、利用者が支払を拒絶した場合、もしくは、利用者の財務状況に照らし、客観的かつ合理的に支払う見込みがないと認められるとき
 - (2) 月額費を滞納し、当該滞納額が3か月分に達したとき
3. 基本利用期間中または更新期間中において、利用者が本条第1項第1号及び第2号並びに前項に違反したことにより、当社が本契約を解除した場合、利用者は、当社に対し、基本利用期間満了または更新期間満了月（基本利用期間及び更新期間の定義は第21条第1項及び同条第2項にてそれぞれ規定する）までの残期間分の利用料金相当額を、違約金として支払わなければならない。なお、当社に本項の違約金の額を超える損害が発生したときは、当社は利用者に対し、当該超過損害額を請求することができる。

第20条（反社会的勢力の排除条項）

1. 当社及び利用者は、自らもしくは自らの代表者、役員、使用人または実質的な経営権を有するものが次の各号のいずれかにも該当しないことを将来にわたって表明し、保証するものとする。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関連企業
 - (5) 総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、または特殊知能暴力集団等
 - (6) その他前各号に準ずる者

2. 当社及び利用者は、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとする。
 - (1) 暴力的な要求
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社または利用者は、相手方が前二項のいずれかに違反した場合、通知、催告をすることなく本契約を解除することができるものとする。
4. 前項の規定により、本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、解除者に対し一切の請求をすることができないものとする。ただし、これにより解除者からの損害賠償の請求を妨げないものとする。

第21条（利用期間）

1. 本サービスの利用期間は、申込書にて定める（以下、本項に基づく利用期間を「基本利用期間」という）。なお、基本利用期間の開始月は、申込書「入会月」記載の年月（本システム利用開始月に同じ）とする。
2. 基本利用期間満了月の前月末日までに、利用者から、本契約を更新しない旨の書面での通知がない限り、本契約は、さらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする（以下、本項に基づく、1年ごとの利用期間を「更新期間」という）。ただし、当社と利用者の合意により、別段の定めをした場合は、この限りでない。

第22条（解約）

1. 利用者は、基本利用期間中、本契約を解約することはできない。ただし、基本利用期間中であっても、利用者は、利用を終了する月までの利用料金及び利用しない残期間分の利用料金相当額を違約金として、一括して当社に支払った場合に限り、本契約を解約できるものとする。
2. 利用者は、更新期間中においても更新期間満了までは、本契約を解約することはできない。ただし、更新期間中であっても、利用者は、利用終了を希望する月の前月末日までに、当社に対して書面にて通知した上、利用を終了する月までの利用料金及び利用しない残期間分の利用料金相当額を違約金として、一括して当社に支払った場合に限り、本契約を解約できるものとする。

第23条（本規約の変更）

1. 当社は、必要に応じて、本規約及び本細則等を変更することができるものとする。
2. 前項において、当社が本規約の重要な内容、条件の変更を行う場合、当社は利用者に対して本システム上または本サービスサイト上等で、速やかに変更内容、条件に関する通知を行うものとし、通知後1か月が経過した時点で、利用者が書面により異議を申立てない場合、当該変更内容、条件を承諾したものとみなす。

第24条（利用者の申出による本サービスの休会）

1. 利用者は、基本利用期間中または更新期間中、本サービスの一時的な利用中断（以下「休会」という）を希望する場合、休会を希望する月の前々月末日までに、当社に対して書面にてその旨通知するものとする（以下、当該通知を行った月を「休会通知月」という）。当社が、当社所定の基準により休会を承諾する場合のみ、休会通知月の翌々月より休会の効果が生じるものとする。
2. 当社は、休会の承諾に先立ち、利用者と、協議、合意の上、休会期間（始期を休会通知月の翌々

- 月とし、1年を超えない期間において終期を設定)を定めるものとする。なお、休会期間中、基本利用期間または更新期間の残期間は進行せず、利用料金も発生しないものとする。
3. 利用者による休会申出は、基本利用期間中または更新期間中に1回のみ認められるものとする。
 4. 第2項において定めた休会期間満了後、利用者は、本サービスを再開するものとする。本サービス再開月より基本利用期間または更新期間の残期間が進行するものとする。
 5. 利用者が休会期間満了後本サービスを再開しない場合、利用者は、基本利用期間中である場合は、第22条第1項但書に基づき、更新期間中である場合は、第22条第2項但書に基づき、違約金を支払い、解約手続きを行わなければならない。

第25条 (契約終了後の存続規定)

本契約終了後においても、第10条乃至第15条、第18条、第20条、第26条乃至第29条の規定、並びに、本細則1第2条及び第5条第3項は、なお有効なものとして存続するものとする。

第26条 (権利義務譲渡禁止)

当社及び利用者は、本契約上の地位並びに本契約から生じた権利及び義務を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡し、あるいは担保に供しないものとする。

第27条 (準拠法)

本契約の準拠法は日本法とする。

第28条 (協議)

本規約に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、当社及び利用者は誠意をもって協議し解決するものとする。

第29条 (管轄)

本契約について紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(附則)

- 1 2019年7月3日以前に、モチベーションクラウド エンゲージメント(旧名称:モチベーションクラウド)を導入した利用者に対しては、申込時に当社が提示したサービス料金表が適用されるものとする。
- 2 前項に関わらず、第7条第5項、第21条第2項、第22条第2項及び第24条については、2019年7月2日以前に成立した本サービスの利用契約には適用されず、従前の規約が適用されるものとする。本項は、本規約第23条第1項により、本規約が改定された場合といえども、改定後の規約に優先するものとする。

(注)

- 2016年 2月 4日 策定
2016年 6月 21日 改定
2016年 9月 28日 改定
2016年 10月 11日 改定
2017年 8月 1日 全面改定
2017年 9月 26日 改定
2017年 10月 20日 改定
2018年 10月 1日 改定

2019年 4月 15日 改定

2019年 7月 3日 改定

2019年 12月 19日 改定 (Google Analytics 利用規約の URL 差し替えのみ)

2020年 4月 1日 改定

2020年 10月 1日 改定

2021年 10月 11日 改定

2023年 8月 10日 改定

2025年 3月 10日 改定

2025年 9月 24日 改定

別紙1 サーベイ実施に関する細則

本細則1は、本サービスにおいて、実施するサーベイに関する詳細事項を定めたものである。
サーベイは、本システムによって実施される場合と、マークシート方式によって実施される場合がある。

I 本システムによって実施される場合

第1条 (WEB方式によるサーベイの実施)

1. サーベイは、原則として、本システムを通じて、WEB方式によって実施される。サーベイの分析処理及び処理結果の提供は本システムを通じて電磁的かつ自動的に行われるものとし、当社は当該プロセスにおいて回答情報の加工等は行わないものとする。
2. サーベイ実施にあたり、利用者は、以下の事項を確認、遵守する。利用者が、以下の事項を遵守せず、サーベイの分析処理結果に影響が生じた場合、当社は、一切の責任を負わないものとする
 - (1) 利用者は、サーベイ主催者として、利用者の従業員（以下「回答者」という）の管理責任を負うものとし、当社の定める実施方法に従い、回答者をしてサーベイに回答させるものとする。
 - (2) 利用者は、サーベイ実施において、設問の漏洩等の不正行為が行われないよう回答者に周知する。
 - (3) 利用者は、自らまたは当社以外の第三者をして、サーベイ分析処理を行わない。
3. 利用者は、当社の事前の承諾がある場合を除き、設問、分析処理結果の複製、転載、引用、配信、翻案、改変、編集、改ざん、翻訳または第三者への開示を行ってはならない。利用者が、当社の承諾を得て、分析処理等の結果を加工、編集した場合、当社は、当該加工、編集されたデータ等の利用につき、一切の責任を負わないものとする。

第2条 (回答情報等の利用等)

本システムで取得する個人情報以外の情報（具体的には、サーベイ回答者の所属部署、年代等の属性情報及び回答情報をいう。以下「回答情報等」という）については、当社は、回答者個人を特定できない状態にて本システム内で保管、管理する。当社は、回答情報等を、本サービスの妥当性、信頼性及び傾向の分析、公表等を目的として利用することができる。ただし、利用者の依頼により削除、破棄を求められた場合はこの限りでない。

II マークシート方式によって実施される場合

第3条 (マークシート方式によるサーベイの実施)

1. WEB方式にてサーベイを実施できない場合、マークシート方式によってサーベイを実施する。この場合、当社は利用者に対し、設問冊子、マークシート（以下「設問冊子等」という）を貸与するものとする。
2. サーベイの分析処理は、当社が本システムにマークシートの回答内容を入力（読み込み）して行うものとし、当社は当該プロセスにおいて利用者の回答情報の加工等は行わないものとする。また、処理結果の提供は、本システムを通じて提供されるものとする。
3. マークシート方式によるサーベイ実施においても、利用者は、本細則1第1条第2項及び同条第3項に従うものとする。

第4条 (マークシート方式によるサーベイの注意事項)

1. サーベイがマークシート方式において実施される場合、利用者は、前条第3項に加えて、以下の事項を確認、遵守する。

- (1) 利用者は設問冊子等が貸与されたものであることを十分に理解し、善良なる管理者の注意義務をもってこれを保管し、その使用目的を達したときまたは当社の請求があった場合は、速やかにその全てを当社に返還する。
 - (2) 当社は、利用者が希望する送付先へ設問冊子等を送付する。ただし、利用者は、送付先を回答者等の個人宅宛に指定することはできない。また、利用者が受領した設問冊子等は、利用者の社内でのみ使用できるものであり、回答者による自宅への持ち帰りを許可したり、回答者の個人宅宛に送付をしたりしてはならない。
 - (3) 利用者は、設問冊子等を受領後、直ちにこれを確認し、不足不備がある場合はその旨を当社に通知しなければならない。不足不備があった場合、当社は、速やかに交換等を行う。
 - (4) 利用者は、その保管している設問冊子等の数量、状況を常に把握し、当社の請求があった場合には、これを報告しなくてはならない。利用者は、設問冊子等の紛失等を発見したときは、直ちにその旨を当社に通知し、当社の指示に従わなくてはならない。
2. 設問冊子等の到着が利用者の責に帰すべからざる事情（運輸会社の事情、交通事情、天候等の事情その他不可抗力等）により延着しても当社は一切の責任を負わない。

第5条（マークシート方式によるサーベイの回答情報等の利用等）

1. 回答済のマークシートについては、当社に返却された後、3か月の経過をもって破棄するものとする。
2. マークシート方式によるサーベイは、無記名方式にて実施されるため、当社が本システムに入力する情報には、氏名等の個人が特定される情報は入力されない。念の為、言及するに、本システムに入力される情報は、本細則1第2条に規定する回答情報等である。
3. 入力した回答情報等の利用目的、取扱方法等は、本細則1第2条に従う。

別紙2 オンライン実施に関する細則

本細則2は、本サービスのサービス内容の一部を、オンラインにて実施する際（以下「オンライン実施」という）の詳細事項を定めたものである。

第1条（遵守事項）

- 利用者は、オンライン実施において、以下の事項を遵守するものとする。
 - 当社が共有したオンライン実施のためのWeb会議ツールのアカウント・ID等を第三者に開示、漏洩しないこと
 - オンライン実施において、当社の知的財産権を侵害する行為（当社が提供する映像、音声、テキスト等、有形・無形を問わない一切の情報を、キャプチャ、撮影、録音、コンテンツを第三者に展開する等の行為を含むがこれらに限られない）に及ぼないこと
- 利用者が、前項の内容に違反し、当社が損害を受けた場合、利用者は当該損害を賠償する責任を負うものとする。

第2条（設備等）

- 利用者は、オンライン実施に際して利用する通信機器、ソフトウェア、システム等（以下、総称して「設備等」という）やインターネット接続については、利用者の自己の負担と責任において行うものとする。
- インターネットの接続状態、設備等の不具合、操作ミス等により、オンライン実施の中止、音声・映像の乱れ等があった場合でも、当社が利用者に対して、予定されていたサービス内容を全て完了した場合、当社は本サービスの利用料金の返金、減額、損害賠償等いかなる責任も負わないものとする。